

2 環総政第 499 号  
令和 3 年 1 月 29 日

## 環境影響評価調査計画書審査意見書

「大井町駅周辺広町地区開発」環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）について審査した結果、東京都環境影響評価条例（昭和 55 年東京都条例第 96 号。以下「条例」という。）第 46 条第 1 項に規定する意見は、下記のとおりである。

東京都知事

小池 百合子

(公印省略)

### 記

#### 第 1 対象事業

- 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
名 称：東日本旅客鉄道株式会社  
代表者：代表取締役社長 深澤 祐二  
所在地：東京都渋谷区代々木二丁目 2 番 2 号
- 対象事業の名称及び種類  
名 称：大井町駅周辺広町地区開発  
種 類：高層建築物の新築
- 対象事業の所在地  
所在地：東京都品川区広町二丁目地内

## 第2 意見

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第1項の規定に基づき、調査計画書に係る都民及び周知地域区長の意見を勘案するとともに、次に指摘する事項について留意すること。

### 【大気汚染、騒音・振動 共通】

工事用車両及び関連車両の唯一の搬出入路である区役所通りは、片側一車線であり、また、大井町駅前に通じる道路であることから、交通量の増加による影響が懸念されるため、大気汚染及び騒音・振動の影響に十分に配慮した適切な環境保全措置を講じること。

## 第3 その他

調査等の手法について、事業計画の具体化に伴い変更等が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。